

社会福祉法人 名古屋市東区社会福祉協議会

賛助会員を募集します

東区社会福祉協議会では、本会の趣旨に賛同し、経済的にご支援いただける賛助会員を募集しています。
ぜひ、ご支援・ご協力をお願いいたします。

R3 年度

賛助会員とは？

賛助会員とは、地域福祉活動の応援団です！！
東区社会福祉協議会では、地域のみなさまと協働して
「誰もが住みよいまちづくり」を推進しています。
ご協力いただいた賛助会費は、これらの事業を支えるとても貴重な財源です！
*詳しい用途は裏面をご覧ください



社会福祉協議会とは？

東区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設立された公共性の高い民間の団体です。

本会は、各学区の区政協力委員、民生委員などの地域の代表者の皆さんや、社会福祉関係施設・団体など幅広い分野の方々にご参画いただき、地域のみなさまの参加・協力を得て、地域のニーズに応じた福祉の増進に努めています。

趣旨にご賛同いただける方は、入会申込書及び振込用紙をお送りいたしますので、下記までご連絡ください。(所定の振込用紙を使用した場合、振込手数料は本会負担)

<会費振込口座>

三菱UFJ銀行 東支店 普通 1222841 郵便振替口座 00850-2-77893

口座名義 (福)名古屋市東区社会福祉協議会

【令和2年度実績】

¥1,710,000円

【会員数】 法人・団体 105 件
個人 551 人
ご協力ありがとうございました

【会費の種類】

個人会員 1口 1,000円(年額)
法人会員 1口 5,000円(年額)

【税法上の優遇について】

<個人の場合> 確定申告によって、所得税及び住民税の寄附金控除等を受けられる場合があります。
(寄附金のうち2千円を超える部分)

所得税

所得控除額(総所得金額等の40%相当額が限度)
= 寄付金等 - 2千円
税額控除額(所得税額の25%相当額が限度)
= (寄付金等 - 2千円)×40%

住民税控除

愛知県民税
= (寄付金等(総所得金額等の30%が限度) - 2千円)×2%
名古屋市民税
= (寄付金等(総所得金額等の30%が限度) - 2千円)×8%

<法人の場合> 法人税法上の損金算入優遇措置が受けられます。

【問合せ先】 社会福祉法人 名古屋市東区社会福祉協議会

〒461-0001 名古屋市東区泉二丁目 28 番 5 号 高岳げんき館(東区在宅サービスセンター)

電話 932-8204 FAX 932-9311 E-mail higashiVC@nagoya-shakyo.or.jp <http://www.higashi-fukushi.com>

賛助会費の使途

みなさまにご協力いただいた賛助会費は、下記の事業に活用させていただきます。

「寝具クリーニングサービス事業」の実施



お布団が干せない要介護認定の高齢者や障がいがある方などを対象に清潔で快適な生活を送っていただくために寝具クリーニングサービスを実施します。

「ふれあい・いきいきサロン」の支援



地域のボランティア等が実施している「高齢者サロン」や「子育てサロン」などに対し事業助成をします。

「地域福祉交流会」の開催



地域福祉推進協議会の役員やボランティアを対象に研修交流会を開催します。

「ひがし福祉まつり」の開催



区民まつりと共催で「なごやかまつり・ひがし」を開催します。模擬店コーナーや福祉体験コーナーは多くの皆さまに楽しんでいただいています。

車いす対応車両の貸出事業



スロープタイプの車いす対応車貸出事業の経費等に活用します。

広報等にかかる経費



社協だよりの発行や、賛助会員募集にかかる広報経費等に活用します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止する事業もあります

★東区社会福祉協議会では、上記以外にも赤い羽根共同募金配分金などを財源としていろいろな事業を実施しています。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。 <http://www.higashi-fukushi.com>